

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年四月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（三次元データ計測）

二 測量の地域 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、葛城市、山辺郡山添村並びに磯城郡川西町、三宅町及び田原本町

三 測量の期間 令和六年四月二十四日から同年十月三十一日まで